埼玉大学学生後援会遠征援助（学生海外遠征申請用）要項

1. 条件

埼玉大学学生後援会遠征援助（学生海外遠征申請用）を申請できる団体及び遠征は、以下のすべてに該当するものとする。なお、内容等によっては対象外となることがある。

- 今年度に課外活動団体として認められた団体であること。
- 今年度に学生後援会の会員が 5 名以上所属していること。
- 海外で実施する大会・コンクール・発表会等への遠征費用とし、合宿は対象外とする。
- 申請可能な費用の項目は交通費、宿泊費とし、当該費用の全部または一部を申請できるものとする。
- 今年度に行った活動であること。

2. 申請及び援助額

申請の条件および助成額は以下のとおり。

- 課外活動団体の活動の一環として海外で実施する大会・コンクール・発表会等に参加した学生が申請を行えるものとする。
- 申請可能回数は、学生 1 人について年度内で 1 回とする。
- 援助費の上限は 25,000 円とする。

3. 申請方法

GoogleForms から申請を行ってください。
https://forms.cloud.microsoft/r/hghAxtrZfp

4. 対象期間（大会・コンクール・発表会等の実施期間）

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

5. 申請期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

6. 支払い方法

選考後、申請書に記載された口座への振り込みにより行う。

7. 採否結果

採否は援助費の振り込みをもって行う。

8. 顧問への確認

申請の内容については、必ず事前に顧問に確認をすること。

9. その他

領収書等は現物の提出を依頼する場合があるため 1 年間は保管しておくこと。